

令和元年度事務事業評価

行政評価報告書

(評価対象：平成30年度実施事務事業)

令和元年9月

みよし市行政評価委員会

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 対象事業の概要と評価結果・・・・・・・・ P 4

1 はじめに

国が発表する経済報告によると、景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しているとされています。また、先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。

本市の財政状況は、景気や為替変動の影響などにより、法人市民税の減収などが見込まれ、歳入の確保が厳しい状況にあります。一方で社会保障関係経費の増加や公共施設の老朽化、長寿命化への対応による歳出の増加が見込まれ、財政運営を取り巻く環境は厳しい状況になっています。こうしたことから、より効果的・効率的な行財政運営が求められています。

行政評価の取組については、その必要性や重要性から多くの自治体で進められており、みよし市においても、平成18年度からすべての事務事業を対象とした「事務事業評価」と施策を対象とした「施策評価」を一体的に実施してきたことに加えて、平成22年度からは、行政内部で行った評価を外部からの視点において点検・検証する行政評価委員会を設置し、評価の信頼性を高め、より市民目線に立った行財政運営に努めております。

本報告書は、みよし市が昨年度に実施した事務事業の中から評価対象事業を選定し、担当課へのヒアリングを通して私ども行政評価委員会の評価結果をまとめたものです。

今後、この報告書が行政運営の改革・改善に寄与するとともに、みよし市民に対する行政サービスが不断に改善されていくことを期待しております。

みよし市行政評価委員会

会 長	村 松 幸 廣
副 会 長	望 月 恒 男
委 員	野々山 幸 隆
委 員	鈴 木 豊 實
委 員	富 田 義 親
委 員	鈴 木 文 生

2 評価の概要

(1) 評価の目的

事業の実施主体である行政職員による内部評価だけでなく、外部の評価を加えることで、評価の透明性を高め、その必要性や効率性をより客観的に評価することを目的としています。

また、評価を通じて行政職員の意識改革を促し、抜本的な行政改革やコスト削減を促進させる役割とともに、事務の改善や見直しについて、外部委員の視点からの事務の進め方を改めさせる役割も担っています。

(2) 評価対象事業の選定

第1次みよし市総合計画と連動している行政評価の施策・事務事業体系における22の施策の評価を行うものです。

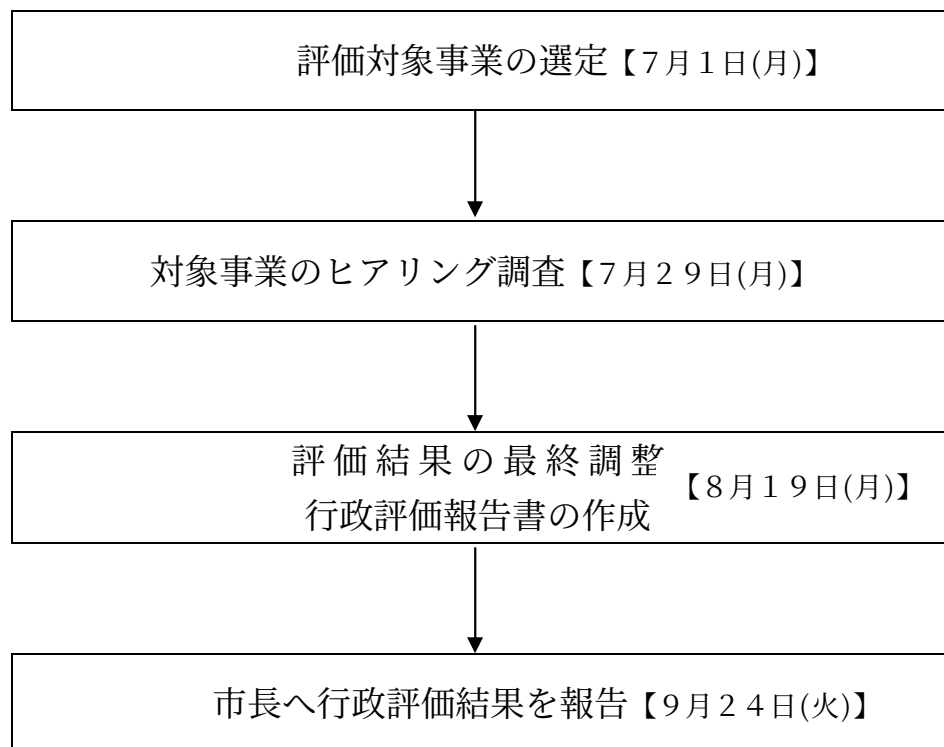
本年度は、平成30年度に実施した評価対象となる事務事業のうち、市側が評価を希望した3つの事業と、本委員会委員が選出した2つの事業、合わせて5事業を選定しました。

なお、選定にあたっては、法定受託事務及び自治事務のうち、法令などにより対象や事務の方法が定められている事務事業は評価の対象から除きました。

(3) 評価対象事業

- ① 記念樹配布事業
- ② 史跡整備管理事業
- ③ 防犯推進事業
- ④ 地場産業振興事業
- ⑤ こども相談・虐待防止事業

(4) 評価の進め方



(5) 評価の基準

評価の実施にあたっては、次の4つの項目で評価を行い、今後の事業の方向性を総合評価しました。

- ①行政が公費を投入して実施することが妥当か（妥当性）。
- ②事業を廃止・休止した場合に市民が影響を受けるか（有効性）。
- ③サービスを低下させずに総事業費を削減できないか。また、外部への委託や類似事業との統合により事業費の削減の余地はないか（効率性）。
- ④受益者負担は適切か（公平性）。

3 対象事業の概要と評価結果

1	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（施策の大綱）	1次評価
対象事業	記念樹配布事業	産業課 (緑と花のセンター)	緑に包まれ、水に親しむ、快適で美しいまち	縮小
	事業概要			
	・市民が、樹木などの緑に感謝し、緑を慈しみ、また緑に親しみを感ぜてもらうことで、緑化意識の高揚を図ることを目的として、人生の節目に夢や希望、願いを込め、緑化木等を記念樹として配布する。 ・平成27年に市民の住宅状況等の環境変化に合わせて、配布樹種を変更している。男子出生をマンサクからゲッケイジュへ、女子出生をムラサキシキブからハナモモへ変更、小学校入学をクリスマスローズからモッコウバラへ変更した。			
	実施の必要性			
	・市民の緑化意識を向上させ、市内の景観を良好にする取組である。 ・市民憲章の具現化を目指すうえで必要な取組である。 ・記念樹配布により民有地の緑化を推奨するために必要な取組である。			
	現在及び将来の課題			
	・住宅事情の変化により、新築しても樹木を植栽するスペースがないため、受け取らないケースが増えた。 ・出生についても対象者数が減少している。			

評価結果	行政評価委員会の意見			
	・本事業は、市民の緑化意識を高めるにあたり非常に有効な事業であるとともに、市民から一定以上のニーズがあることから継続していく必要があると考えられる。 ・しかしながら、昨今の市民の住宅事情はアパートやマンションの場合もあり、こうした状況を考慮し、配布する樹種を再検討する必要がある。 ・配布対象者と樹種について、一例として出生時に男女別で樹種が異なっているものを統一したり、選択できるようにしたりするなど、縮小統一できる部分については積極的に改善していくべきである。 ・記念樹購入の際には、前年度配布実績を鑑みて購入数を再検討するべきである。 ・配布項目毎に配布実績に偏りが見られるため、配布項目についても見直す方向で再検討すべきである。			
	今後の事業の方向性			
	改善			

2	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（施策の大綱）	1次評価
対象事業	史跡整備管理事業	教育行政課 (資料館)	文化・芸術に親しみ、育むまち	維持
	事業概要			
	・黒笹27号窯、福谷城跡の2つの史跡を保存し一般公開するため、年2回の草刈り、年1回の雑木伐採等を実施し、誰でも近くまで見学できるように、史跡の環境を維持管理している。 ・平成30年度から猿投窯、福谷城跡、石川家住宅などの文化財を、職員などの解説を聞きながら、見学する日帰りバスツアー「みよし文化財めぐり」を実施している。			
	実施の必要性			
	・元々160基ほどあった窯跡などは開発によって破壊され、現在は30基ほどに減少した。市が管理している遺跡は2か所で、その中で直接見ることができる窯跡は27号窯1か所となっている。市内に三吉城、明知城、福谷城の3か所の城跡を確認しているが、当時の形跡を残すのは福谷城1か所となっている。資料館は文化財を保存、管理する大きな役割を担い、これからも後世に残すことができるよう努めていく。 ・文化財めぐり及び各種講座の参加申込は、概ね好評で参加者が定員を超え、抽選を行うこともある。こうした活動を通して文化財や史跡の保全を行うことで、市民の地域への愛着向上を図り、また定住志向につなげられるよう今後も取組を推進する必要がある。			
	現在及び将来の課題			
	・近隣住民に影響がある樹木の伐採を優先して実施しているが、史跡全体の景観を整えるような剪定はできていない。 ・文化財ツアーなどでバスを利用して、黒笹27号窯跡、福谷城跡へ行くには、接続道路が狭く直接行くことができないため、近くに一時停車して歩いていただいている。 ・史跡をみよし市の観光財産としての価値を高めていく。			

評価結果	行政評価委員会の意見			
	・史跡は本市の価値ある文化財であり、引き続き管理・整備していく必要がある。 ・現在は史跡の保全などの維持管理が主であるが、観光財産としての価値を高めることより、まずは市民に対して史跡の認知度を高め、郷土愛を醸成していき、市民の理解を深めていくべきである。 ・利活用の面については市内小中学生の授業で見学を行うなど、市民にとって訪れやすい環境とするために、今後の史跡周辺の整備に併せて駐車場の整備をしていくべきである。			
	今後の事業の方向性			
	現状維持			

3	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（施策の大綱）	1次評価
対象事業	防犯推進事業	防災安全課	地域力を高めて安全で安心して暮らせるまち	維持
	事業概要			
	- 安全で安心して住むことのできるまちづくりを目指し、安全なまちづくりだよりの発行や豊田みよし防犯協会への負担金の納入、深夜防犯パトロールの実施、防犯灯の設置及び防犯カメラの設置費用の補助を行っている。 - 小学生低学年を対象とした体験型防犯教室や高齢者を対象とした防犯ワークショップなどの防犯に関する講座を行っている。 - 登録制メール（みよし安心ネット）を使い、不審者情報をはじめ、交通安全情報、防災情報、行方不明者情報などを発信している。			
	実施の必要性			
	- 近年は自動車盗、住宅侵入盗、特殊詐欺、不審者の出現など、多種多様な犯罪が後を絶たない中、警察、行政、関係機関、地域が一体となった活動もあって刑法犯罪発生件数は減少傾向にある。 - 事業を廃止した場合は、一体となった活動ができなくなることで犯罪が増加する恐れがあり、市民生活に与える影響が大きいと考えられる。また、市民や事業所などの防犯意識が低下してしまうことが懸念される。			
	現在及び将来の課題			
	「地域の防犯パトロール隊員」の高齢化により、パトロール隊の人数の減少が懸念される。 - 防犯カメラの設置台数の増加により、犯罪発生抑制にはなるが、防犯カメラ本体の維持管理に対する懸念がある。 - 昨今、新たな手口による犯罪が増加しており、そうした犯罪に対する対応策が今後の課題とされる。			

評価結果	行政評価委員会の意見			
	- 近年、犯罪などの事件発生件数が全国的に増加していく中で、自治体における防犯推進は市の安全安心の維持には絶対的に必要である。 - 市内の防犯カメラ設置費の助成を継続するとともに、本年度予算額が半減している深夜パトロールについても、これまでどおりの頻度で実施するなど見直しを行うことが重要と考える。 - 防犯カメラの設置については行政区の要望に極力応えつつ、公共施設内で必要となる場所について適切に設置していく必要がある。 - 地域でのパトロール活動を実施するにあたり、警察、行政、市民の役割分担を明確にすることが必要である。また、防犯パトロール隊の人員の確保については、地域と行政が一体となり、参加者募集などの働きかけが必要である。			
	今後の事業の方向性			
	拡大			

4	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（施策の大綱）	1次評価
対象事業	地場産業振興事業	産業課	効率的で安定的な農業を育むまち	維持
	事業概要			
	・農業経営の安定を図るため、効率的・安定的な経営の実現と新時代の担い手農家の育成を図る。 ・法人化された意欲と能力のある担い手農家を支援することにより、農地の集積・集約化を図り、荒廃農地の削減や安全で安心な農産物の確立を図る。 ・販路拡大と農家所得の向上のため、果実海外輸出プロモーション事業として、平成28年度から「柿」を香港へ輸出している。			
	実施の必要性			
	・農地は、農産物を生産する土地としての機能のほかに、洪水調整機能や緑地などの多面的な機能を持っており、その保全を図る必要がある。 ・農業従事者の高齢化及び後継者不足により遊休農地の拡大が全国的な問題となっており、本市においても近年、そうした農地が毎年10ha程度の推移で農地転用されている。その対応としては担い手及び法人組織の育成等、耕作者の確保を図り、農地の遊休農地化を防ぐ必要がある。 ・農家の後継者が減少していく中、本市においても効率的で安定的な農業経営を実現し、後世の農業者を育成していくべく農地の集積・集約化を実施していく必要がある。			
	現在及び将来の課題			
	・農業の担い手である農業経営者の確保や育成への支援を行うとともに、新規農業法人の設立を誘導する必要がある。 ・地域農業を守るために、分散した農地の集積・集約化を図る必要がある。そのため、経営規模拡大志向のある農家に対して、農業労働力の不足しがちな兼業農家等が所有する耕作放棄地となった農地の貸借等の支援を行う。 ・本市は市街化区域と農業振興地域の指定があるものの、自動車産業をはじめとする農業以外の産業が盛んであることから就農者が少なく、農産物を生産するよりも農地転用し土地活用した方が、価値が高い状況である。			

評価結果	行政評価委員会の意見			
	・農業の担い手、継承者が減少しているのは全国的な問題であり、本市においても地場産業を継続していくにあたり大きな課題となっている。 ・地場産業振興事業は、農業経営の安定化と担い手の育成のために必要不可欠である。 ・農業経営の安定化や新しい時代の担い手農家の育成、荒廃農地の削減に向けて、様々なメニューの補助制度を用意し、営農者が使いやすい補助制度を引き続き整えていくべきであると考える。 ・地場産業の推進において、市の農作物のブランド化は必須項目であると考え。そのことから、ブランド化に向けての6次産業に取り組んでいる農家や組織に対して新たな助成金の交付も検討しても良いと考える。			
	今後の事業の方向性			
	現状維持			

5	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（施策の大綱）	1次評価
対象事業	こども相談・虐待防止事業	子育て支援課	安心して子どもを産み、育てられるまち	改善
	事業概要			
	・平成17年4月1日から虐待通告を含めた子どもの相談に関する窓口を開設した。 ・平成19年度からみよし市要保護児童対策地域協議会を設置した。 ・平成20年度から乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）として、生後4か月までの家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談と市の育児情報の紹介を行っている。 ・平成26年度から健康推進課とアセスメント会議を開催し、ハイリスク家庭の把握及び特定妊婦の支援を行っている。 ・虐待の緊急通告用の窓口を24時間365日体制で開設、夜間、土曜日、日曜日、休日については警備員室と連携し担当者に直接連絡がされるよう体制を整備している。			
	実施の必要性			
	・保護者が適切に子どもを養育できる環境をつくるため、相談業務や虐待の未然防止策が必要である。 ・保護者が適切に養育できない場合においては、子どもの安全を確保し、適切な措置を講ずる必要がある。			
	現在及び将来の課題			
・相談及び虐待対応件数が増加傾向にあり、専門知識を有した専任職員の確保が必要である。				

評価結果	行政評価委員会の意見			
	・こども相談・虐待防止事業は、現在社会問題にもなっている子育てについての相談や虐待に関する児童の要保護措置であるとともに、虐待の事前把握として非常に有効であると考えます。 ・保護者の子育てでのストレスや悩みを、本事業において職員がくみ取り相談にのることで、安心できる子育て環境を整えることができている。 ・みよし市は、24時間365日で虐待に関する緊急通告対応を行っていることもあり、子育て支援について充実している。 ・今後、協働推進課の「女性相談事業」との統合もあり、より一層子育て世代のフォローアップに注力していただきたい。 ・虐待や子育てについての相談件数の増加が見られることから、専門家の配置や、県をはじめ関係機関との連携など、人的な担任体制を充実すべきものとする。 ・市内外の夫婦が住居を選ぶ際に、自治体の子育てに注力しているかを重視する傾向があることから、選ばれる魅力のあるまちにすべく当事業を強化していくべきである。			
	今後の事業の方向性			
	拡大			